

所得制限について(平成 24 年 6 月分から適用) (万円)

扶養親族等の人数	所得限度額	収入額の目安
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960.0
4	774	1,002.1
5	812	1,042.1

(注) 所得の高い方が対象で、世帯の合算した所得ではありません。

●**受給するための手続きについて**

3月まで、「子ども手当」を受給していた方

新たな申請手続きは不要です。平成 24 年 6 月分以降の手当の支給を受けるために必要な「現況届」の提出については、おってご案内します。

転入や子どもの出生があった方

申請手続きが必要です。手当は、申請した月の翌月分から支給されます。(月末の出生・転入などで月内に申請することができない場合、15 日以内に申請すれば、出生日・転入日を含む月の翌月から支給となります)なお、申請が遅れた月分の手当は受給できなくなりますので、ご注意ください。

●**単身赴任で仙北市に住所がある方が主に生計を維持している場合**

仙北市に申請していただくこととなります。

公務員(独立行政法人職員は含みません)の方

勤務先での手続きとなります。

世帯の状況が変わった場合など

子育て推進課までお問い合わせください。

問合せ／仙北市子育て推進課 家庭援護係
(43) 2280

		子ども手当 (特別措置法)	新児童手当	
期間		平成23年10月～平成24年3月	平成24年4、5月	平成24年6月以降
対象児童		中学校修了まで	中学校修了まで	
支給額	3歳未満	所得制限なし 15,000円	所得制限なし 15,000円	所得限度額未満 15,000円
	3歳～小学校修了まで	第1、2子 10,000円	10,000円	10,000円
		第3子以降 15,000円	15,000円	15,000円
	中学生	10,000円	10,000円	10,000円
				所得限度額以上 年齢に関係なく一律 5,000円
支給月	平成24年2月 ※平成23年10月～平成24年1月分	平成24年6月 ※平成24年4、5月分	10月、2月、6月に前4カ月分を支給 ※初回は、6月～9月分を10月に支給	
	平成24年6月 ※平成24年2、3月分			
手続き等		認定請求	子ども手当(特別措置法)で認定された方は不要	現況届の提出 ※初回平成24年6月

【第1子、第2子の数え方】
18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童で、第1子、第2子…と数えます。

「子ども手当」は平成 24 年 4 月から新しい「**児童手当**」に変わりました。

6月分から所得制限が導入されます。

